



林 敏博 議員

学校の校庭は、社会体育等で使う場所であり、野外設置について今後研究し、対応を考えていく。

AED（自動体外式除細動器）の設置について

消防庁の救急業務等の活動報告によると、AEDを使用して心肺蘇生を実施した場合、1ヶ月後の生存率は54%であると報告されている。また、日本救急医療財団のガイドラインによると、AEDの配置基準として、わかりやすい場所・誰もが24時間使用可能場所等が、推奨されています。

現在、AEDは、役場庁舎・学校等の公共施設に37台設置されているが、24時間対応出来るのは役場庁舎だけなので、コンビニ等の民間業者と協定を結んで、店内にAEDを設置する事は出来ないのか。

町長

コンビニエンスストアとの協定を結ぶ話もあるが、設置費用等の財政上の問題と設置効果などが問題になり、協定を結ぶまで至っていない。

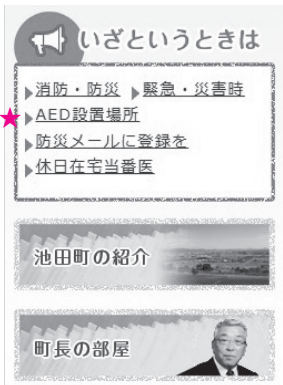


池田中学校のAED設置場所

池田町のホームページの最初に、AEDの設置場所の表示がなく、検索しづらいので、ホームページの最初に表示する事は出来ないのか。

町長

緊急時にスマートフォン等でAEDの設置場所が、簡単に検索出来るように、ホームページの表示を工夫して対応していく。



現在のホームページ

学校等における救命救急について

文部科学省として、教職員に対する心肺蘇生法実技講習の実施を推奨しているが、学校・保育園の教職員、児童館の職員、スポーツ少年団の指導者等への救命救急講習 及びAEDの使用法の講習は、どのように行っているのか。

教育長

小学校・中学校の全職員及び保育園・児童館の職員は、

4月から夏休みまでに、救命救急講習会に参加し、また指導者等には、北部消防署による講習会を、夏休み中に実施している。

心肺停止に対応出来るように、社会体育現場等での講習会を充実させる事を考えている。



小学校での救命救急講習会

町内の民泊の状況と平成30年に施行の住宅宿泊事業法（民泊新法）について

町内に民泊として使用している住宅がありますが、民泊に関して苦情等がありますか。

町長

現在、民泊に関する、住民からの苦情はありません。

民泊新法が施行されると、県知事に氏名・住所等を届ける事が必要となりますが、これらの情報は、県より町に提

供されますか。また、民泊新法により運営される民泊住宅への対応は。

町長

県知事に届けられた登録内容、県も公表するし、県から町にも連絡があります。

町内での民泊新法による、民泊住宅の動きがあるかどうかは、まだ町として把握していません。